

花はす温泉そまやま等施設 指定管理者募集要項

南越前町観光まちづくり課

令和8年9月

指定管理者募集要項

1 目的

南越前町は、花はす温泉そまやま等施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、南越前町休養施設の設置及び管理に関する条例（平成17年南越前町条例第135号）第16条、南越前町テニスの設置及び管理に関する条例（平成17年南越前町条例第100号）第14条、南越前町健康増進施設・山スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年南越前町条例第139号）第15条、南越前町山ふるさと公園の設置及び管理に関する条例（平成17年南越前町条例第166号）第16条の規定に基づき、下記のとおり当該施設を一括して管理する指定管理者の候補者を募集します。

2 対象施設

下記の4つの施設の一括管理運営とします。

- (1) 南越前町休養施設「花はす温泉そまやま」
- (2) 南越前町テニス場「山テニス場」
- (3) 健康増進施設山スポーツセンター
- (4) 山ふるさと公園

3 施設概要 ※施設概要の詳細は仕様書参照

(1) 南越前町休養施設「花はす温泉そまやま」

- ① 名 称 花はす温泉そまやま
- ② 所在地 福井県南条郡南越前町中小屋第60号1番地
- ③ 施設概要
 - ・鉄筋コンクリート2階建て $A=4,207.47\text{ m}^2$
 - ・収容人員78名、客室16室（和室14室、洋室2室）
 - ・大中小宴会場、大浴場、露天風呂、サウナ、食堂、休憩室、おみやげコーナー
 - ・駐車場200台、車庫 $A=38.88\text{ m}^2$
- ④ 施設の利用状況

年 度	入館者数（日帰り）	宿泊者数
令和5年度	69,049 人	6,899 人
令和6年度	65,999 人	7,252 人
令和7年度	71,388 人	6,404 人

(2) 南越前町テニス場「山テニス場」

- ① 名 称 山テニス場
- ② 所在地 福井県南条郡南越前町中小屋第61号9番地
- ③ 施設概要
 - ・人工芝コート2面 $A=1,504.12\text{ m}^2$

④ 施設の利用状況

年 度	施設利用者
令和 5 年度	193 人
令和 6 年度	139 人
令和 7 年度	179 人

(3) 健康増進施設 杣山スポーツセンター

① 名 称 杣山スポーツセンター

② 所在地 福井県南条郡南越前町中小屋第 6 0 号 1 8 番地の 2

③ 施設概要

- ・鉄骨造平屋建て A=781.17 m²
- ・人工芝コート 1 面、器具室、更衣室

④ 施設の利用状況

年 度	施設利用者
令和 5 年度	3,578 人
令和 6 年度	3,211 人
令和 7 年度	3,049 人

(4) 杣山ふるさと公園

① 名 称 杣山ふるさと公園

② 所在地 福井県南条郡南越前町中小屋第 6 0 号 1 6 番地の 1

③ 施設概要

- ・ふるさと公園 A=1,143.0 m²
- ・バーベキュー舎 木造平屋建て A=98.23 m²
- ・便所 木造平屋建て A=5.29 m²

④ 施設の利用状況

年 度	施設利用者
令和 5 年度	1,557 人
令和 6 年度	1,771 人
令和 7 年度	1,835 人

4 申請資格

申請資格は、次の各号を全て満たすものとし、指定管理の開始前及び開始後において、資格を失効又は取得できず、町が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 町と容易かつ緊密に連携が可能な団体であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び南越前町工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続の申し立てをしている者又民

事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団・暴力団員でない者であること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (7) 対象施設と同様（温泉宿泊施設）の施設を指定管理者として運営の実績を有すること。
- (8) 福井県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。
- (9) 休日、夜間等において対応が必要な場合や災害の避難所として開設する必要があるが生じた場合等、緊急時に迅速な対応がとれる体制を有するものであること。

5 指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

※この指定期間は、町議会での議決により確定することとなります。

6 指定管理者が行う管理業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う指定管理業務の内容の詳細については、指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。

7 施設の管理経費

指定管理者が担う管理運営経費については、原則として、利用料金その他の収入から支出することになります。

- (1) 指定管理者は、施設の利用料金を収入として収受することで、施設の管理に係る収支について責任を負うことになり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要があります。

- (2) 施設及び設備の修繕

指定管理者が全て負担するものとします。ただし、１件当たりの見積金額が１００万円以上の修繕は町が負担することとします。なお１件とは、複数の修繕箇所があっても、同一の事由により同時に発生したと判断できるものも含めます。

- (3) 備品の扱い

- ・ 町は事業期間中において、指定管理者に当施設の備品を無償で貸与します（備品とは町の備品台帳等に記載されている全ての物品です）。
- ・ 指定管理者は、施設の管理運営上、必要があると認められる備品について、町と協議の上、備品を用意してください。この場合、指定管理者に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者は、事業期間中、備品を常に良好な状態で管理してください。指定管理者が故意又は過失により備品が利用できなくなった場合は、指定管理者の負担で当該備品の処分及び同等備品を再調達することとします。
- ・ 備品が経年劣化等により使用ができなくなった場合には、町と協議の上、必要に応じて町が同等備品を購入します。なお、町が認めた場合は、指定管理者が購入することも可能とし、この場合は指定管理者に帰属するものとします。

(4) その他町が費用負担するもの

- ・建物災害保険料
- ・公用車の保険料及び車検に伴う諸費用
- ・施設借地料

※その他費用負担等の詳細は仕様書記載

(5) 納付金

指定管理者は、各年度における施設の運営収支により、総収入から総支出を差し引いて利益が生じた場合には、指定管理者が申請の際に提示した割合を乗じて得た金額を、納付金として毎年度末に町に納付するものとします。

(6) 指定管理料

町が指定管理者に支払う指定管理料は、各年度1, 750万円を上限とします。

8 募集要項・資料の配布

配布期間及び配布場所並びに配布資料については以下のとおりです。

- (1) 配布期間 令和8年9月1日（火）から令和8年9月14日（月）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- (2) 配布場所 観光まちづくり課の窓口にて配布します。また、ホームページからダウンロードすることも可能です。

URL : <https://www.town.minamiechizen.lg.jp/>

9 現地説明会

申請方法、提出書類、指定管理業務、現地の状況等についての説明会を以下のとおり開催しますので、ご出席ください。

- (1) 日 時 令和8年9月15日（火）午前9時30分～正午
- (2) 場 所 花はす温泉そまやま
- (3) 参加人数 1団体につき3名までとします。
- (4) 申込方法 参加を希望される団体は、令和8年9月14日（月）午後5時までに現地説明会参加申込書（様式6）を観光まちづくり課にお申し込みください。
（FAX可）

10 申請に関する質問の受付等

- (1) 受付期間 現地説明会終了後から令和8年9月18日（金）まで
午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 募集要項等に対する質問書（様式7）を、観光まちづくり課の窓口へ持参するか、郵送又はFAX、e-mailにより提出してください。電話・口頭による質問はお受けできません。FAX、e-mailの場合、必ず通信の確認をお願いします。

FAX 0778-47-3261

Eメール kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp

- (3) 回答期限 令和8年9月28日(月)
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、現地説明会参加者及び質問をされた全ての団体にEメールにて回答します。なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの等については回答しない場合がありますので、ご了承ください。

1.1 申請書等の提出期限、提出方法

- (1) 提出期限 令和8年10月2日(金) (必着) まで
午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)
- (2) 提出方法 観光まちづくり課の窓口へ持参してください。郵送で提出される場合は、前述の提出期限必着の書留にて提出してください。(提出期限終了後到着分は受付しませんので、ご了承ください。)
- (3) 提出先 〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1
南越前町観光まちづくり課

1.2 提出書類等

- (1) 提出書類

提出していただく書類(以下「提出書類」という。)は以下のとおりで、各書類について、正本(原本)1部、副本(写し)1部、合計2部を提出してください。

- ① 指定申請書(様式1)
- ② 団体の概要書(様式2)
- ③ 管理を行う公の施設の事業計画書(様式3)
 - ・対象施設一括管理運営の事業計画書とする。
- ④ 管理に係る収支予算書(様式4)
- ⑤ 指定管理者の申請に係る誓約書(様式5)
- ⑥ 申請資格を有していることを証する書類
 - ・申請法人等の定款、寄付行為、規約その他これに類する書類
 - ・法人にあっては、申請法人等の登記事項証明書
 - ・法人にあっては、指定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度に係る法人税、消費税及び市町村民税の納税証明書等の未納がないことを確認することができる書類
 - ・指定の申請をする日の属する事業年度前3事業年度分の財務諸表
 - ・花はす温泉そまやま等施設の管理及び運営に関する業務上必要とされている資格を有していることを証する書類
 - ・前号の業務に類似する業務を行ったことがある申請法人にあっては、直近の当該業務の実績を記載した書面
 - ・その他、同様施設運営実績を証する書類
- (2) 申請に関する留意事項
 - ・提出書類は、原則A4版縦型、横書で作成してください。また、両面印刷でも結構です。

- ・ 正本、副本ともに製本等を行わず、フラットファイル等に綴って提出してください。
- ・ 提出書類の作成等にかかる経費は、応募者の負担とします。
- ・ 一団体につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ・ 提出された書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- ・ 提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は、失格となります。
- ・ 本提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合は、申請がなかったものとします。
- ・ 提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町が必要と認めたときには、申請者の了解を得ずに使用することについて、異議を唱えないこととします。
- ・ 提出された書類は、原則として南越前町情報公開条例（平成 17 年南越前町条例第 8 号）による公開対象となります。
- ・ 本提出書類締切後においては、提出された書類の変更及び申請内容の変更をすることはできません。ただし、選定委員会開催前において、誤字の訂正その他やむを得ない事情があると町が認めた場合は、変更ができるものとし、指定管理者申請書等変更等届出書（様式 8）を提出してください。
- ・ 本提出書類期限後に申請を辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届（様式 9）を提出してください。

1 3 指定管理者の選定

(1) 選定委員会による選定及び選定の方法

選定においては、花はす温泉そまやま等施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理候補者を選定します。選定委員会の会議は非公開とします。

審査は、資格審査・書類審査とヒアリング審査により実施します。

① 第 1 次審査

資格審査・書類審査を行い、第 1 次審査通過団体には第 2 次審査を行います。

② 第 2 次審査

第 2 次審査は、町が指定する場所と日程において行い、ヒアリング、プレゼンテーション等により、その提案内容等を選定委員会において審査します。なお、ヒアリング会場への出席人数は 3 人までとします。ヒアリング、プレゼンテーション実施の開催日時及び会場についての詳細は、第一次審査通過団体に連絡します。

③ 選定基準

指定管理料が、別に定める上限額以下で、花はす温泉そまやま等施設の管理運営を安定的かつ適切に行える事業者であり、主要業務である温浴施設の経験を有し、施設全体の管理運営に民間のノウハウを生かすことができる者を前提とします。指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準に基づき行います。

選定基準			配点
1	管理運営の 基本方針等	花はす温泉そまやま等施設を管理するのにふさわしい経営理 念・方針を確立しているか	5
2	住民の平等 利用の確保	住民の平等な利用を確保するための方策は適切か	5
3	施設の効用 の発揮	施設の利用促進を図るための取組み内容は具体的かつ実現性の 高い内容か	40
		利用者へのサービス向上のための取組み内容は、具体的かつ計 画的で現実性があるか	
		利用者の要望把握と対応は適切か	
		自主事業は、町民及び観光客の保養と健康増進に有効な内容で あるか	
		収益施設として積極的な営業活動を行い、誘客に繋げる内容で あるか	
4	収支計画	管理運営に係る経費の積算・収入の積算が適正かつ効率的か	30
		利用料金の設定は適切か	
		施設の維持管理等にかかる経費を縮減するための取組み内容は 適切か	
		納付金の割合は妥当か	
5	指定管理者 としての能 力	温泉宿泊施設等、対象施設と同様施設の指定管理者としての実 績及び能力	20
		施設を適正に管理運営するための体制や職員配置及び再雇用等 の考え方は適切か	
		個人情報の管理、安全衛生対策、危機管理対策に対する考え方 や対策は適切か	
合 計			100

(2) 町としての選定

町長は、選定委員会から審査結果の答申を受け、これを勘案して指定管理者候補者を選定します。選定結果は、ヒアリング審査（第2次審査）対象者全員に通知します。

(3) 指定管理者の指定

町は、選定した指定管理者候補者について指定管理者に指定する議案を令和8年12月の南越前町議会定例会に上程します。なお、議会の議決の後、指定管理者としての指定の通知を行います。

(4) 選定結果の公表について

指定議案の可決の後、選定結果の公表を行います。なお、公表はホームページ等で行います。

1 4 協定の締結

指定管理者の指定の後に、施設の管理業務に関し、包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の管理経費の支払方法等の事項を定めた年度協定を締結します。

1 5 選定等のスケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 募集要項の配布期間 | 令和8年9月1日（火）から令和8年9月14日（月） |
| (2) 現地説明会参加申込期限 | 令和8年9月14日（月） |
| (3) 現地説明会 | 令和8年9月15日（火）午前9時30分～正午 |
| (4) 質問の受付期間 | 現地説明会終了後～令和8年9月18日（金）まで |
| (5) 質問の回答期限 | 令和8年9月28日（月） |
| (6) 申請書類提出期限 | 令和8年10月2日（金）（必着） |
| (7) 第1次審査 | 令和8年10月上旬 |
| (8) 第2次審査（選定委員会） | 令和8年10月下旬 |
| (9) 候補者選定結果の通知・公表 | 令和8年11月上旬 |
| (10) 町議会へ指定議案を上程 | 令和8年12月 |
| (11) 指定の通知 | 令和8年12月下旬（議会議決後） |
| (12) 事務引継 | 令和9年1月～3月 |
| (13) 基本協定の締結、業務開始 | 令和9年4月1日 |

【問合せ及び申請書提出先】

南越前町役場 観光まちづくり課（担当：赤星）
〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1
電話 0778-47-8002 FAX 0778-47-3261
Eメール kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp